

# 大都市制度に関する最近の動き

## I 第30次地方制度調査会関係（平成23年8月24日～平成25年8月）

### 諮問文（平成23年8月24日）

住民の意向をより一層地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの議会のあり方を始めとする住民自治のあり方、我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方及び東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方などについて、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。

### 第30次地方制度調査会の動き

#### 1 第3回総会（平成24年1月17日）

今後の進め方については、「大都市のあり方」と「基礎自治体のあり方」を審議することとした。

（背景）

- ① 都市自治体から特別自治市構想、都・州構想をはじめ都市制度に係る提案等がなされている。
- ② 各政党において都構想について検討がなされ、次期通常国会に法案を提出するとされている。

#### 2 専門小委員会

- ① 第6回専門小委員会（平成24年2月2日）  
当面、大都市のあり方をテーマに議論することを確認。
- ② 第7回専門小委員会（平成24年2月16日）予定  
大阪都構想及び特別自治市構想について関係者からヒヤリング

（参考）

第30次地方制度調査会委員・臨時委員名簿 [関係資料 3頁]

## II 地方自治体等から出されている主な報告書等

平成 24 年 1 月 17 日 第 30 次地方制度調査会 第 3 回総会より作成

年月	主体	報告書等
H21. 2	横浜・大阪・名古屋 3 市による 大都市制度構想研究会	日本を牽引する大都市 — 『都市州』創設による構造改革構想—
H23. 1	大阪府自治制度研究会	大阪にふさわしい新しい新たな大都市制度を目指して ～大阪再編に向けた論点整理～
H23. 7	指定都市市長会	新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案 ～あるべき大都市制度の選択「特別自治市」～
H17. 1 H19. 12	(財) 特別区協議会 特別区制度調査会	東京における新たな自治制度を目指して一都区制度の転換— 「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想
H18. 11 H19. 11	東京自治制度懇談会 (東京都)	議論のまとめ ～地方自治制度の課題や改革の方向について～ 議論の整理 ～地方自治制度の課題や改革の方向について～

大都市制度関係

都区制度関係

## III 各政党の動き

政 党 名	内 容 他
民主党	H23. 12. 22 地域主権調査会「大都市制度等 W T」(座長：逢坂誠二 元総務大臣政務官) を設置 H24. 1. 17 第 4 回大都市制度等 W T ・ 指定都市市長会他からヒアリング H24. 1. 19 第 5 回大都市制度等 W T ・ 大阪維新の会からヒアリング H24. 2. 8 第 7 回大都市制度等 W T ・ 堺市長からヒアリング
自由民主党 (関係資料 4 頁)	H23. 12. 14 大都市問題に関する検討 P T (座長：菅義偉 元総務大臣) を設置 H23. 12. 27 第 5 回大都市問題に関する検討 P T ・ 中間報告を発表
公明党	H23. 12. 21 大都市自治問題 P T (座長：白浜一良 参議院議員、党副代表) を設置
みんなの党 (関係資料 5 頁)	H23. 12. 27 代表記者会見 ・ 「大阪都」構想の実現に向けた地方自治法改正案を発表

## 第30次地方制度調査会委員・臨時委員名簿

(平成23年10月14日現在)

### 委員

#### 【学識経験者 18名】

石原俊彦	関西学院大学教授
伊藤正次	首都大学東京教授
岩崎美紀子	筑波大学教授
★碓井光明	明治大学教授
江藤俊昭	山梨学院大学教授
太田匡彦	東京大学教授
大貫公子	行政相談委員
大山礼子	駒澤大学教授
○畔柳信雄	(株)三菱東京UFJ銀行取締役会長
小林裕彦	弁護士
斎藤誠	東京大学教授
田中里沙	(株)宣伝会議取締役編集室長
辻琢也	一橋大学教授
中村廣子	新宿区中里町町会会長、新宿区町会連合会常任理事
◎西尾勝	(財)東京市政調査会理事長
林知更	東京大学准教授
林美香子	キャスター・慶應義塾大学特任教授
林宜嗣	関西学院大学教授

#### 【国会議員 6名】

内山晃	衆議院議員
逢坂誠二	衆議院議員
鈴木克昌	衆議院議員
山口俊一	衆議院議員
武内則男	参議院議員
谷川秀善	参議院議員

#### 【地方六団体 6名】

石井正弘	岡山県知事(全国知事会)
山本教和	三重県議会議長(全国都道府県議会議長会会長)
森民夫	新潟県長岡市長(全国市長会会長)
関谷博	山口県下関市議会議長(全国市議会議長会会長)
藤原忠彦	長野県川上村長(全国町村会会長)
高橋正	群馬県榛東村議会議長(全国町村議会議長会会長)

(委員 30名)

### 臨時委員

中尾修	(財)東京財団研究員
林文子	横浜市長

(臨時委員 2名)

(◎：会長、○：副会長、★：専門小委員会委員長)

平成23年12月27日

## 大都市問題に関する検討PT 中間報告

- 1 我が党は、道州制に向けて、地方自治の抜本改革を進めているところである。  
本PTは、来年において政令指定都市が20市になる状況を踏まえ、大都市においては、府県との二重行政の弊害や住民意識の希薄化が指摘されていることに鑑み、住民が自らの発意により特別区の設置を決めるときには、国の法制上支障なく実施することができるよう、その受け皿を設けることが必要であると判断した。
- 2 そのため、現在東京都にのみ認められている地方自治法第3編第2章に規定する「特別区」の制度を一般化し、東京都以外の道府県においても、一定の手続の下で特別区を設置できるよう、所要の法制上の措置を講ずることが必要である。
- 3 その際、次のような点を地方自治法の改正骨子とする。
  - ① 都道府県は、指定都市を含む一定の要件を満たす市町村（以下「関係市町村」という。）と共同で、②から④までの手続を経て、総務大臣に対し、関係市町村の廃止及びその区域における特別区の設置を申請することができること。
  - ② 都道府県及び関係市町村は、特別区への移行に関する協定書の作成等のため、協議会を設けるものとする。
  - ③ 都道府県及び関係市町村は、協議会が協定書を作成したときは、それぞれの議会に付議し、同意を得なければならないこと。
  - ④ 関係市町村は、議会の同意を得たときは、協定書をそれぞれ住民の投票に付さなければならないこと。
  - ⑤ 総務大臣は、①の申請に基づいて関係市町村の廃止及び特別区の設置を定めたときは、国の関係行政機関の長と共に、適切かつ迅速に所要の法制上の措置を講ずるものとする。
- 4 このことを実施するため、次期通常国会において、関係政党とも協力し、地方自治法一部改正法案を提出するものとする。

地方自治法改正案（「都構想」関連）イメージ（案）

第一 都及び特別区の設置手続

1. 都・特別区設置協議会

- 設置者→関係地方公共団体（都となる道府県及び特別区となる市町村） ※構成員は議員、学識経験者などを含む。
- 関係地方公共団体での条例制定に基づき、規約を定め設置
- 基本計画→特別区の区割り・基本方針などを定める（※総務大臣との協議が必要）

※都・特別区設置協議会は、第二の事務・財源配分等協議会を兼ねることができる。

2. 関係地方公共団体による議会の議決  
総務大臣への申請

3. 国会の承認、内閣の決定・告示

- 内閣が国会の承認を経て決定
- 総務大臣による告示

4. 都及び特別区の設置

## 第三 事務配分、財源配分・財政調整の特例

### 1. 事務・財源配分等協議会

- 設置者→都及び特別区 ※構成員は議員、学識経験者などを含む。
- 都及び特別区の議会の議決を経て設置
- 協議事項→・分配する事務の範囲、管理及び執行の方法  
・財源配分及び財政調整に関する事項

### 2. 都及び特別区の議会の議決

協議結果に対する議会の議決

### 3. 意見書の提出

- 内閣に対する意見書の提出  
協議会は、協議結果を実施するために必要な措置について、内閣に対し意見書を提出
- 内閣の対応  
意見書の尊重、回答、国会への報告  
必要があると認めるときは、三月以内に所要の法制上の措置
- 国会の対応  
報告を受け必要があると認めるときは、所要の法制上の措置

※協議会は、財政調整とあわせ必要となる地方交付税制度の改正についても、内閣に意見を提出できる。

### 第三 大都市制度改革の推進スケジュール

- 関係地方公共団体の議会の議員の経過措置など必要な経過措置
- 政府は、大都市制度の在り方について、関係する地方公共団体に検討を促し、新たな制度への移行を求める地域は速やかに移行できるように、次の事項につき必要な法制上の措置その他の措置を講ずる。
  - ①平成二十四年度末までに、都への移行を円滑にするために必要な制度（地方交付税制度の改正は除く）の整備
  - ②平成二十五年度末までに、大都市制度改革（地方交付税制度の改正、都の設置以外の制度改革を含め）に関し、関係する地方公共団体から国に対する制度改革要望を促した上で、追加的に必要な制度の整備

# 地方自治法改正（「都構想」関連）要綱（案）

## 第一 都及び特別区の設置手続

### 1. 都・特別区設置協議会の設置

#### (1) 設置

都及び特別区を設置しようとするときは、都となる道府県及び特別区となる区域を含む市町村（以下「関係地方公共団体」という。）は、都及び特別区の円滑な運営の確保を図るための基本的な計画（以下「都・特別区基本計画」という。）の作成その他都及び特別区の設置に関する協議を行う協議会（以下「都・特別区設置協議会」という。）を置くものとする。

※都・特別区設置協議会は、第二の事務・財源配分等協議会を兼ねることができる。

#### (2) 設置までの手続

都・特別区設置協議会は、関係地方公共団体での条例制定に基づき、規約を定めて設置する。

### 2. 都・特別区基本計画

#### (1) 基本計画に定める事項

都・特別区基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- ・特別区の区域
- ・都及び特別区の円滑な運営の確保を図るための基本方針

#### (2) 総務大臣との協議

都・特別区基本計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

### 3. 都及び特別区の設置

(1) 都及び特別区の設置は、関係地方公共団体の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

(2) (1) の申請については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(3) (1) の申請は、総務大臣を経由して行う。

(4) (1) の処分があったときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(5) (1) の処分は、(4) の告示によりその効力を生ずる。

## 第二 事務・財源配分等協議会

### 1. 事務・財源配分等協議会の設置

#### (1) 設置

都及び特別区は、都及び特別区との間で分配する事務の範囲、管理及び執行の方法※1並びに都及び特別区との間における財源配分及び財政調整に関する事項※2につき協議を行う協議会（以下「事務・財源配分等協議会」という。）を設けることができる。

※1 現行法上の事務の分配は、原則として、都は都道府県が処理する事務、特別区は市町村が処理する事務を行うが、大都市地域における行政の一体性・統一性の観点から一体的に処理する必要のある事務（上下水道の設置管理、消防等）については、都が行うこととなっている。このような事務の分配を都と特別区の協議で決められるようにする。

※2 現行法上の財源配分及び財政調整として、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が法定の都税（市町村民税（法人分）・固定資産税・特別土地保有税）の条例で定める一定の割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付する制度（都区財政調整制度）が設けられている。このような財源配分及び財政調整を都と特別区の協議で決められるようにする。

#### (2) 議会の議決

事務・財源配分等協議会の設置及び協議の結果については、都及び特別区の議会の議決を経なければならない。

### 2. 意見書の提出

#### (1) 内閣に対する意見書の提出

事務・財源配分等協議会は、協議が調った事項を実施するために必要な措置について、内閣に対し意見書を提出することができる。

#### (2) 意見書に対する内閣の対応

ア. 内閣は、(1)の意見書の提出を受けたときは、その意見を尊重し、これに遅滞なく回答するとともに、その内容を国会に報告しなければならない。

イ. 内閣は、(1)の意見書の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、その提出を受けた日から三月以内に、所要の法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (3) 報告に対する国会の対応

国会が、(2)アの報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとする。

※ 協議会は、財政調整とあわせ必要となる地方交付税制度の改正についても、内閣に意見を提出できる。

### 第三 大都市制度改革の推進スケジュール

附則に以下のような規定を置く。

- 関係地方公共団体の議会の議員の経過措置など必要な経過措置。
- 政府は、大都市制度の在り方について、関係する地方公共団体に検討を促し、新たな制度への移行を求める地域は速やかに移行できるよう、次の事項につき必要な法制上の措置その他の措置を講ずる。
  - ①平成二十四年度末までに、都への移行を円滑にするために必要な制度（地方交付税制度の改正は除く）の整備
  - ②平成二十五年度末までに、大都市制度改革（地方交付税制度の改正、都の設置以外の制度改革を含め）に関し、関係する地方公共団体から国に対する制度改革要望を促した上で、追加的に必要な制度の整備